

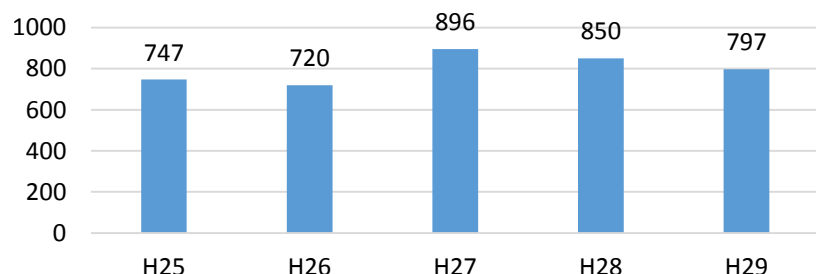
第4次青森県DV防止・被害者支援計画の概要

1 計画の目的・改定の趣旨

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の趣旨と同法に基づき国が定めた基本方針に則り、配偶者からの暴力(DV)の防止と被害者の保護及び自立支援に関して県が実施する施策について定めるもの
- 第3次計画の計画期間が平成30年度で終期を迎えることから、その後の社会情勢の変化や本県の現状、関係機関等の意見を踏まえて改定を行う [計画期間] 5年間(2019年度～2023年度)

2 現状・課題

■ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



※女性相談所、青森県男女共同参画センター、6地方福祉事務所、青森市の計9か所に設置

■ 市町村における相談支援体制の整備状況

DV基本計画策定市町村数	34市町村
配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	1市(青森市)

※市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置は努力義務

■ 青森県DV防止対策推進会議の意見

- ・ 一時保護所退所後も継続して被害者に対する支援が可能となるような支援体制の構築を検討すること
- ・ 性別に関わらず被害者が相談できるようなメッセージを盛り込むこと

3 主な変更点

- 男性、女性を問わず計画の対象となる旨明記
- 市町村における相談支援体制の強化に係る記載を整理・充実
- 一時保護所退所後の支援体制の整備に係る記載を追加

4 進行管理と評価

- 青森県DV防止対策推進会議において、毎年、関連事業の実施状況等を報告し、進捗状況进行评估
- 毎年、進捗状況を県民に公表し、効果的な推進に取り組む

5 施策体系

基本理念 / 配偶者からの暴力のない社会を目指して

【追加】計画の「基本的考え方」に「計画の対象」を新規で追加し、男性、女性問わず対象とする旨明記

基本目標		重点目標	施策の方向
I	DVを許さない社会づくり	1 人権感覚・人権意識の育成	(1)地域、学校、家庭等における人権教育の推進 (2)男女共同参画の推進
		2 DVについての正しい理解の普及と予防啓発	(1)県民への正しい理解の普及と予防啓発 (2)女性に対する暴力の根絶に向けた取組の充実 (3)DVに関する情報収集・提供
		3 加害者更正のための取組の推進	(1)加害者更生に関する研究 (2)加害者の相談への対応の検討
II	被害者保護対策の充実	4 発見・通報体制の充実	(1)発見・通報機関における対応の強化 (2)医療機関・福祉関係者における発見・通報等体制の強化 (3)県広報の活用等による通報窓口等の周知 (4)高齢者又は障害者に関する情報への対応
		5 迅速かつ適切な被害者保護	(1)一時保護体制の充実 (2)広域連携の促進 (3)警察における対応の充実 (4)保護命令に対する適切な対応の確保
		6 同伴家族等への支援	(1)虐待・DV等総合対策の推進 (2)一時保護所に同伴する子どもの心のケアと支援の推進 (3)子どもの安全な就学の確保
		7 相談への対応の充実	(1)いつでもどこでも相談できる体制の確立 (2)市町村における相談支援体制の強化 【追加】 (3)相談者の多様なニーズへの対応の充実 (4)障害者や外国人被害者に対する支援体制の整備 (5)相談担当職員や支援者の安全確保及びメンタルヘルスケア体制の整備 (6)苦情処理体制の構築
III	被害者の自立支援のための環境整備	8 被害者の自立への支援	(1)就労促進のための支援 (2)住宅確保のための支援 (3)各種援護制度等の利用に関する支援 (4)司法制度等の利用に関する支援 (5)ステップハウスのあり方についての検討
		9 被害者の精神的回復のための支援	(1)被害者の心のケアの充実 (2)子どもの心のケアの充実 (3)一時保護所退所後の支援体制の整備 【追加】
IV	職務関係者の資質の向上と連携	10 職務関係者への研修等の充実	(1)相談及び一時保護担当職員の資質の向上 (2)関係者への研修の充実
		11 関係行政機関の連携の推進	(1)県域における連携 (2)地域における連携 (3)実務関係者間の連携
		12 民間団体等との連携の推進	(1)民間団体との協働による取組の検討と活動支援 (2)医療関係者との連携 (3)民生委員・児童委員及び人権擁護委員との連携

※ 赤字は主な変更点